

宇宙開発に関する重要な研究開発の評価
陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)プロジェクトの
事後評価に係る調査審議について
(案)

平成24年1月11日
宇宙開発委員会

1. 調査審議の趣旨

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)による陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)プロジェクトは、地球資源衛星1号(JERS-1)及び地球観測プラットフォーム技術衛星(ADEOS)による陸域観測技術を継承・改良・発展させ、地図作成、地域観測、災害状況把握、資源探査等への貢献を図ることを目的としたプロジェクトである。陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)は、平成18年1月24日にH-Aロケット8号機により打ち上げられ、平成23年5月12日に運用を終了した。

今般JAXAにおいて事後評価の準備が整ったので、「宇宙開発に関するプロジェクトの評価指針」(平成19年5月9日宇宙開発委員会了承。以下「評価指針」という。)に基づき、宇宙開発委員会として推進部会において次のとおり調査審議を行う。

2. 調査審議の進め方

陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)プロジェクトについて、「評価指針」に基づき、以下の項目について調査審議を行う。

- (1) 成果(アウトプット、アウトカム、インパクト)
- (2) 成否の原因に対する分析
- (3) 効率性

なお、評価に当たっては、「評価指針」に基づいた評価実施要領を事前に定め、それに従って行う。

3. 日程

調査審議の結果は、平成24年2月中を目途に宇宙開発委員会に報告するものとする。

4. 推進部会の構成員

本調査審議に係る推進部会の構成員は、別紙のとおり。

宇宙開発委員会推進部会構成員

(委員)

部会長	井上 一	宇宙開発委員会委員
部会長代理	河内山治朗	宇宙開発委員会委員
	服部 重彦	宇宙開発委員会委員(非常勤)

(特別委員)

黒川 清	国立大学法人 政策研究大学院大学 教授
小林 修	神奈川工科大学 工学部機械工学科 特任教授
佐藤勝彦	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構長
澤岡 昭	大同大学学長
鈴木章夫	東京海上日動火災保険株式会社顧問
住 明正	国立大学法人 東京大学 サステイナビリティ学連携研究機構 地球持続戦略研究イニシアティブ 統括ディレクター・教授

高柳雄一 多摩六都科学館館長
建入ひとみ アッシュインターナショナル代表取締役
多屋淑子 日本女子大学家政学部教授
中須賀真一 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科
教授
中西友子 国立大学法人 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
永原裕子 国立大学法人 東京大学大学院 理学系研究科
教授
林田佐智子 国立大学法人 奈良女子大学理学部 教授
廣澤春任 宇宙科学研究所 名誉教授
古川克子 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科
准教授
水野秀樹 東海大学 開発工学部 教授
宮崎久美子 国立大学法人 東京工業大学大学院 イノベーション
マネジメント研究科 教授
安井 正彰 社団法人 日本経済団体連合会宇宙開発利用推進
委員会 企画部会長
横山広美 国立大学法人 東京大学大学院 理学系研究科
准教授

(参考)

- 宇宙開発委員会の運営等について (平成十三年一月十日
宇宙開発委員会決定)
文部科学省設置法及び宇宙開発委員会令に定めるもののほ
か、宇宙開発委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きそ
の他委員会の運営に関して、以下のとおり定める。

第一章 本委員会

(開催)

第一条 本委員会は、毎週1回開催することを例とするほか、必要
に応じて臨時に開催できるものとする。

(主宰)

第二条 委員長は、本委員会を主宰する。

(会議回数等)

第三条 本委員会の会議回数は、暦年をもって整理するものとす
る。

(議案及び資料)

第四条 委員長は、あらかじめ議案を整理し必要な資料を添えて
本委員会に附議しなければならない。

2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として本委員会に
附議することを求めることができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第五条 委員会の幹事及び議案に必要な関係行政機関の職員
は、本委員会の求めに応じて、本委員会に出席し、その
意見を述べることができる。

2 本委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する
者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事要旨の作成及び配布)

第六条 本委員会の議事要旨は、本委員会の議事経過の要点を摘録して作成し、本委員会において配布し、その確認を求めるものとする。

第二章 部会

(開催)

第七条 部会は、必要に応じて随時開催できる。

2 部会は、部会長が招集する。

(主宰)

第八条 部会長は、部会を主宰する。

(調査審議事項)

第九条 部会において調査審議すべき事項は、委員会が定める。

(関係行政機関の職員等の出席)

第十条 委員会の幹事及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、部会の求めに応じて、部会に出席し、その意見を述べることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告又は意見の開陳)

第十一条 部会において調査審議が終了したときは、部会長は、その結果に基づき、委員会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(雑則)

第十二条 本章に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第三章 会議の公開等

(会議の公開)

第十三条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。

(意見の公募)

第十四条 本委員会又は部会における調査審議のうち特に重要な事項に関するものについては、その報告書案等を公表し、国民から意見の公募を行うものとする。

2 前項の公募に対して応募された意見については、本委員会又は部会において公開し、審議に反映する。

(雑則)

第十五条 本章に定めるもののほか、公開等に関し詳細な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第四章 その他

(雑則)

第十六条 前条までに定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。